

1 基本理念等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）第2条

「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（以下、「条例」という）第2条

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、つくばみらい市その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- ④ いじめの防止等のための対策は、生徒が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行われなければならない。

※「法」第3条、「条例」第3条関連

(3) 学校及び教職員の責務

- ① 伊奈東中学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、つくばみらい市教育委員会、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- ② 伊奈東中学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。
- ③ 伊奈東中学校の教職員は、基本理念にのっとり、生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。
- ④ 伊奈東中学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、①の関係者と連携し、いじめを受けている生徒が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。

※「法」第8条、「条例」第8条関連

(4) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの定義について正確に理解し、その防止等について自ら学ぶとともに、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

※「法」第9条、「条例」第9条関連

2 伊奈東中学校におけるいじめ防止等の対策

(1) 組織

- ① 「いじめ防止対策推進法」第22条が規定する「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の名称を、「いじめ防止対策委員会」とする。
- ② 「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任で構成し、必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教職員、市教育委員会教育指導課職員等を加えることができる。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」は主任会および生徒指導部会を兼ね、時間割の中に時間を設定して定期的を開催する。ただし、伊奈東中学校の教職員がいじめを発見した、又は教職員へいじめの相談、通報等があった場合には、校長（不在の際は教頭）の指示のもと、②の構成員を可能な限り招集して緊急に開催するものとする。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置等、伊奈東中学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって、中核となる以下のような役割を担う。
 - ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には調査を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
 - オ 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

※「法」第22条、「条例」第15条関連

(2) いじめの未然防止について

いじめは、どの子供にも起こりうることを踏まえ、いじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止が重要である。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、伊奈東中学校では以下のような取組を継続的に行う。

- ① 分かる授業を展開すると共に、学習習慣の確立を図る。
 - ・学習課題の吟味や適切な振り返りによる、基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得
 - ・主体的・協働的な学習を通して言語活動の充実を図り、表現力を高める校内授業研修の充実
 - ・ティームティーチングや体験活動、問題解決的な学習、ICTの活用等、多様な指導法の活用
 - ・補充学習や家庭学習の充実による学習習慣の確立
- ② 基本的な生活習慣の確立と生徒同士の人間関係づくりを推進する。
 - ・あいさつ運動やいじめゼロ集会の実施など生徒主体の生徒会活動の活性化
 - ・QUの活用による、学級集団のアセスメントとその結果を用いた適切な支援
 - ・組織的、計画的な構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等による、生徒間の相互理解を図る取組
 - ・体育祭や秋陽祭、修学旅行や宿泊学習等の学校・学年行事の充実による達成感、成就感、自己有用感の醸成
- ③ 思いやりや感謝する心を育成する。
 - ・道徳科の授業改善（「考え、議論する道徳」）による、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成
 - ・係活動や話し合い活動の充実による、生徒同士が適切に関わり合う場の設定
 - ・地域住民や保護者、その他外部講師との連携による体験的な学習の充実
 - ・伊奈東小学校との連携による小中交流活動、伊奈特別支援学校との交流及び共同学習の充実
- ④ 情報モラル教育の充実を図る。
 - ・外部講師を活用した、インターネットや情報端末の使い方・情報モラル講座の実施
 - ・全教科領域等による、具体的な情報モラル教育の充実

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。従って学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。以下は、伊奈東中学校のいじめの早期発見に対する取組である。

- ① 生徒を対象とした早期発見への手立て、相談体制を充実させる。
 - ・月1回を基本とした学校生活アンケートの実施
 - ・学級日誌や「やりとり帳」の活用による、情報収集
 - ・インターネット（フォーム）を活用した校内相談窓口の設置とホームページ上での運用
 - ・学校だよりやホームページ、インターネット（クラスルーム）を活用した、県等の相談窓口の周知
 - ・全生徒面談（教育相談）の実施
- ② 教職員による生徒との関わりの充実と情報共有の推進を図る。
 - ・教職員の計画的な分担による休み時間等の見守り
 - ・校内研修の充実による、いじめやいじめの兆候を認知する能力の向上
 - ・「疑い」の段階での情報共有の徹底
 - ・毎週のいじめ防止対策委員会（主任会）での情報共有
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の実施（随時）
- ③ 保護者や地域との連携を図る。
 - ・保護者面談の実施・・・7月、11月、随時
 - ・学校だよりやホームページを活用した、学校および県の相談窓口の保護者への周知
 - ・学校だよりやホームページ更新を通じた、教育活動の情報発信
 - ・学校運営協議会委員・児童委員・民生委員との連携
 - ・市教育委員会や市福祉部局との連携

※「法」第16条、「条例」第14条関連

(4) いじめへの対応について

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で事案の詳細を聞き取り、いじめたとされる児童生徒に対しても事情を聴取した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関等との連携が必要である。以下は、伊奈東中学校におけるいじめの早期対応への取組である。

- ① いじめに係る情報のキャッチ（生徒から、教職員から、保護者や地域から）。
- ② 情報を得た教職員は、迅速に生徒指導主事、あるいは各学年主任に情報を共有する。
- ③ 情報を得た教職員、または②で情報を得た学年主任等は、迅速に校長（不在の際は教頭）に報告する。
- ④ 校長（不在の際は教頭）は、「いじめ防止対策委員会」の構成員を可能な限り招集して緊急に開催し、情報を共有すると共に、次の点を踏まえた事実確認を行う。
 - ・被害生徒からの聞き取り
 - ・加害生徒からの聞き取り
 - ・交友関係等を踏まえた聞き取り
 - ・各種アンケートや記録の見直し
- ⑤ ④の結果が「いじめ防止対策委員会」で、いじめと認知された場合、次の点を踏まえて組織的に対応方針を決定すると共に、被害生徒を徹底して守る体制をとる。
 - ・指導の方針と方法
 - ・対応する教職員
 - ・市教育委員会や関係機関との連携
 - ・関係する保護者への説明と協力依頼

- ⑥ 「いじめ防止対策委員会」や職員会議等において全教職員に情報を共有し、指導方針と方法に基づき共通実践を行う。
- ⑦ 「いじめ防止対策委員会」で経過を観察すると共に、指導後3ヶ月を目処に、いじめが「解消している」状態であるかどうかを判断する。
- 「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」かつ「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が条件であるため、被害生徒に面談等を行って確認する。
- いじめが解消に至っていない場合は、被害生徒を徹底して守るために、「いじめ防止対策委員会」において継続して支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定して実行する。

※「法」第23条、「条例」第16条関連

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、以下の状態をいう。

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「法」第28条

(2) 対処の方法

学校は、重大事態アおよびイの疑いがある場合、さらには生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、通常のいじめへの対応に加えて、つくばみらい市教育委員会へ報告すると共に以下の対処を行う。

- ① 被害生徒の保護者と連携しながら、当該生徒の安全の確保と不安の解消を図る。
- ② 市教育委員会との協議の上、当該事案を調査する組織を設置する。当該事案調査の主体が学校である場合、「重大事態対策委員会」を組織する。
- ③ 学校に置く「重大事態対策委員会」は、常設の「いじめ防止対策委員会」を母体とし、事案に関係する教職員（担任、部活動顧問等）が必ず参加するものとする。また、市教育委員会教育指導課職員又は市教育委員会が推薦する適切な専門家の参加、あるいは指導・助言を必ず仰ぐものとする。
- ④ 「重大事態対策委員会」は、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査に先がけて、加害生徒・保護者を含む関係者に対して、調査の目的や内容について説明し、共通理解を得るようにする。
- ⑤ 「重大事態対策委員会」による調査を実施する際は、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策が提言できるようにする。
- ⑥ 「重大事態対策委員会」による調査を行った際には、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者、並びに加害生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、個人情報に配慮しつつ適切に提供する。

※「法」第28条、「条例」第16条関連

4 公表、点検評価

(1) 公表

この「いじめ防止基本方針」は、伊奈東中学校ホームページに掲載すると共に、その内容を各年度の開始時に生徒・保護者・市教育委員会等の関係機関に説明する。

(2) 点検評価

この「いじめ防止基本方針」は、毎年度12月～2月にかけて「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すものとする。その際には、生徒・保護者等からの学校評価の結果や、生徒会活動を通じた生徒の意見等も踏まえ、より実効性の高い取組を目指すものとする。